

## 資産所得税のあり方について

八 田 達 夫

関理事長 本日は多数お集まりいただきありがとうございます。

ご案内いたしましたように、今日は、東京大学の八田先生にお出ましを願ひまして、「資産所得税のあり方について」という題でお話をしていただくことになっております。八田先生、お忙しいところ、大変ありがとございます。

ご承知のように、緊急経済対策等、証券税制の見直しがまた焦点になってきております。短期的に成果が出るか、今関係の皆様が一生懸命取り組まれているところでございますけれども、こういうタイミングにご専門の八田先生から、資産所得税の問題についていろいろお話を伺えることは、非常にタイムリーだと喜ん

でおります。

八田先生のご経歴等については、お配りしておりますのでくどくど申しませんけれども、東京大学の空情報科学研究センターというところに所属をされておりました、ご著書等からもおわかりのように、税制だけでなく、年金とか都市問題、最近ではエネルギーの問題など、非常に幅広いご研究をなさっておられます。

それでは、先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご紹介ありがとうございました。八田でございます。

まずきょうのお話で、最終的には、譲渡益税がどうあるべきか、また、納税者番号についてどの程度その必要性があるかというようなことをお話ししようと思いますが、最初に、かなり抽象的なお話をしたいと思います。

基本的には、総合所得課税がいいのか、分離課税がいいのかという議論をまずいたしまして、そして、資産所得税はどうあるべきなのかという根本論を議論したいと思います。そのところを押さえておかないと、どうしてもあと話が進まないという面があると思います。総合所得税というのは理想なのだろうけれども、現実にはそんなことは無理だ、だから、現実的なことを考えたら、分離課税にするんだというのが普通の考えだろうと思うのですが、私は、原理原則から見て、総合所

得課税はおかしい、むしろ分離課税の方が筋が通っているという説を昔から持っております。そのことをちよつとご説明して、それから現実的な観点で、キャピタル・ゲイン税をどうしたらいいかという話に移りたいと思います。

## 一、総合所得課税か分離課税か

まず、税制がどうあるべきかということに関して、恐らく経済学者の多くは、支出税が一番優れていると考えていると思います。支出税とはどういふことかという点、支出に対して累進的に税をかけるというものです。特に、その際に、生涯の支出額を現在価値で総計し、死ぬときに、ちよつと生涯で払った税が、生涯の支出に累進的にかかっているようになってるのが、一番公平ではないかというのが普通の考え方だろうと思います。

一つの流派は、特に財務省が、欧米ではやっている支出税の理論を取り上げて、その一つの近似として消費税というものが望ましいのではないかといっている。その際、後でもう少し詳しくお話ししますが、一番のメリットは、消費に課税すると、基本的には貯蓄とか投資を抑制しない、要するに、貯蓄や投資に対する歪みをなくしてしまいうことが出来る。これも後でお話ししますが、基本的には、賃金税と非常に似たものになる。だから、資産所得税なしで済ますというような方向が、基本的には支出税の目指すところだと考えてよろしいと思います。

これについて、もう少し詳しくお話ししようと思います。累進的な支出税は、世界じゅうで試されたことがない税です。具体的にどういふうに課税するかということですが、我々がいろいろ消費して、そのレシートをかき集め、これだけ

買ったから、これだけ税を払いたいと税務署にいう人はまずいない。それから、我々がどれだけ支出したかを税務署が調べるといのは、それこそ全部が電子化された支出構造になれば別ですけれども、そうでない限り、税務署は調べようがない。

それでどうするかというと、まず税務署は、所得を押さえる。今の所得税と同じように、所得を押さえる。企業側から、どれだけ賃金を払ったか報告をさせ、それから、例えば原稿を書いたならば、その出版社からどれだけ原稿料を払ったかを税務署に直接報告させる。それで個人の所得をまず押さえる。ほかに報告がなかったら、税務署としては、この人は全額支出したとみなしてその所得額に累進的に税をかける。

ただし、この人がこれだけ貯蓄しましたという証明書を銀行から持ってくれば、ネットで貯蓄したのだから、その分は差し引いてあげよう。所得

から貯蓄を除いた残りが支出だというわけで、個人としては、できるだけ多く貯蓄しましたという報告を税務署にする。すればするほど納税額は下がるという仕組みです。これは、いつてみれば、現行の所得税よりは明らかに複雑な制度でして、現行の所得税を前提にして、さらに貯蓄を報告させる。そして、ネットの支出に対して課税する、そういう制度であります。

しかし、これは、実施されたことはない。実施されたことはないけれども、ある意味では、理想像としてこれは非常に望ましいといわれている。それはどうしてかというと、先ほど多少申し上げましたが、貯蓄を抑圧しないからです。例えば、ここに二人の人がいる、賃金は同じで、若いときに同じ賃金を稼いだ。一人は浪費型で、賃金をもらったら宵越しの金を持たないで全部使ってしまう。もう一人は、とにかくケチケチして貯蓄

する、そして、年をとってから非常に豊かな生活をした。この場合に、何でもパツパと使ってしまった男は、年をとってから利子所得がない。したがって、その人は、通常の所得税のもとでは余り税がかからない。ところが、一生懸命貯蓄した人は、その貯蓄が利子を生みますから、通常の所得税のもとでは課税される。したがって、努力して貯蓄した人の方が税を余計に払わなければいけないというのが、この包括的所得税の持つ特色です。

それに対して、もし支出にかけるとしたらどうなるかというと、ケチケチした人は、若いときには確かに税を払わなくていい、しかし、老後にたくさん消費しますから、それに対して税がかかる。もう一人のさつさと使った方の人は、若い時に税がかかり、年をとったときにはかからない。そして消費の一定額に課税するとしたら、タイミングに関係なく、死亡時点における税の現在価値

は等しいということになる。

したがって、もともとの賃金が等しければ、仮に生涯の支出に対して累進的に税をかけるにしても、生涯の貯蓄パターンとか消費パターンに全く関係なく同じ税がかげられる。それが支出税のメリットだと考えることができます。反対に、包括的所得税は、貯蓄をさせないようにする、貯蓄に対してある種のペナルティーをかける、そういう税だということに考えることができます。どちらが中立的かといえは、支出税の方が恐らく中立的だろうというのが、一般的に支出税が学者の間で理念系として人気のある理由です。

こういふふうにすぐれている、しかし、累進的な支出税自体はどこ国でも採用されていないのはなぜかという点、とにかく貯蓄をどれだけしたかという証明書を取ったりしなければならなくて、非常に面倒くさい。そもそも支出税がいいと

いっても、今の所得税の欠点は、全部そのまま持ち越すわけです。例えば、実際の問題点として、クロヨンが残る、それに加えて、新たな借り入れと貯金取り崩しが課税ベースに組み込まれる。

ほかにもいろいろ問題はありますが、日本の場合には、一番の問題は源泉徴収ができなくなるということだと思います。今までは、結局所得に対して税をかけていますから源泉徴収が可能ですが、一人一人貯蓄額が違うでしょうから、必ず申告しなければならぬことになる。それで徴税には大変なエネルギーがかかるようになる。日本では、こういう累進的な支出税はできないだろう。

しかし、理念的には、これは非常にすぐれた税である。とすれば、何らかの形で実際の観念点から、この支出税に近いものを税として採用したらどうかということになる。そうすると、一見資産所得税はもう課税しない方がいいんだというふう

に思われる。そして実際この支出税論者の中には、資産所得税は非課税にしたらいんだ、賃金に対してだけ課税すればいいんだという議論が随分ありました。今でもそういう議論をする人がいます。しかし、支出税のような観点から見た場合でも、なぜ資産所得税がある程度必要なのかということをちょっと申し上げようと思います。

$$(1+i) Y_0 + Y_1 = (1+i) C_0 + C_1 \dots (1)$$

大学のゼミの話みたいで甚だ恐縮ですけども、(1)式をごらんいただきたいと思えます。左辺の  $Y_0$  とというのが若いときの所得（賃金）で、 $Y_1$  というのは、中年になって以降の所得と考えます。そうすると、生涯での所得の現在価値は、利子率を  $i$  として——この利子率も一年ごとの利子率ではなくて、若いときの例えば二〇年間の利子率と考えると——(1)式の左辺のように

なり、これは死亡時点におけるというが、第二期における現在価値です。

右辺は、若いときの消費  $C_0$  と、年をとったときの消費  $C_1$  から、その現在価値が出ます。

そして生涯で予算制約が均衡しないと困りますから、左辺と右辺が等しくなる。こういう予算均衡式が成り立っていないなければならないというのが、割と真つ当な話だろうと思つのです。

さて、ここでは、親から相続はしていない、子にも何も残さないというのが(1)式的前提です。これは後で変化させますが、そういう状況で、しかも左辺の  $Y_0$  とか  $Y_1$  というのはそれぞれ賃金だけだったとすると、問題は、支出税の課税ベースは、(1)式の右辺です。生涯の支出の現在価値、これに対して課税する。これに対し所得税というのは、(1)式の左辺に対して課税して、その現在価値を見るといふことですから、一期目の賃金所得

と二期目の賃金所得、 $Y_0$ と $Y_1$ に対して課税するということになります。

利子所得はどこに入ったかという点、これは現在価値の表現の中に入っているわけで、利子所得として特別な項目はありません。 $i$ と $Y_0$ をかけたものが利子所得ですが、それに課税してしまつたらまずい。(1)式の右辺の支出に課税するならば、左辺も $Y_0$ と $Y_1$ に対して課税するべきで、 $i$ と $Y_0$ をかけた利子所得に別途課税したら、これは支出税よりも余計な税になってしまうことになります。資産所得には課税するなという支出税論者の議論は、ここから出てきたわけです。

さて、ここでの利子率は、安全資産への利子率です。普通現在価値をとるときに、非常にリスクプレミアムを入れた、二〇%も三〇%もするような利子率を現在価値の評価には使えませんから、ここでの $i$ も安全資産の利子率だと考えていいかと

思います。

$$(1+i)(Y_0+D)+Y_1=(1+i)C_0+(C_1+B)\dots(2)$$

さて、次に、親から遺産(インヘリタンス)をもらうときには、(2)式のように、 $Y_0$ に $I$ がつかます。たまたま若いときにもらつたりすると、こういう項目が入る。それから、子供に対してピクエラスト——子供に対して財産を残すというピクエラストですが、(2)式の $C_1+B$ というのは、一種の二期目の消費みたいなものですから、親から相続する $I$ と子供に残す $B$ を入れると、それはそれぞれ一期目の所得と二期目の消費と見なせますから、結局支出税は、一期目の支出と二期目の支出プラス子供に残す財産に対して課税すればいい。それと同等なのは、一期目の親からもらうのと、自分が稼いだ一期目と二期目の賃金に課税するということになります。

さて、ここまででは単純な話で、資産所得税は一切出てこない。支出税の立場から考えると、所得税は賃金とか相続とかに対してだけ課税すればいいのであって、ほかには課税する必要はないということになる。しかも相続も、所得税の立場をとると、親からもらったものにかければいい。それは所得である。支出税の立場から見ると、子供に残すものにかければいい。どちらにかければいいということになります。

問題は、自分の買った家のすくそばに地下鉄の駅ができて、家の値段がボンと上がった、こういうときです。このときに、土地の値段というのは、基本的には、長い目で見れば期待収益率に依存するのですが、期待収益率よりもはるかに高い率を持って資産価格が上がる、その差をどう評価するか。その差は、ここでの計算ではどうしたらいいのだろうかということです。それは、 $i$

の利子率ではありません。そうすると、やっぱりこれは、 $Y_0^+$ 、そういうものを入れる。それを経済学の用語で「超過利潤」といいます。通常の安全資産の利子率を超えた収益率に基づく資産所得、それを超過利潤といいます。この超過利潤は、(2)式の $I$ のように入れてしまふ。それが、二期目に得られるのなら、 $Y_1$ の横に入れる。

こうすると、結局普通の安全資産の利子率を超えた以上の所得というのは、いつてみれば本源的な所得であると考えることができる。ただ寝っ転がっていても入る所得ではなくて、ある意味ではその人の運、その人の才覚、そういうものに基づいて得られるものです。そうすると、リスクプレミアムのような資産所得もそこに入る。

となると、そういう所得はすべて超過利潤になって、資産所得ではあるが、普通の市場収益率を超えた収益率を持った所得として、本源的な所



得と見なす。

地下鉄ができて家の値段がポンと上がれば、その土地を売って、後で生涯の支出額をふやすことができるわけですから、そういう本源的な所得が左側で高まれば、必ず右辺のC<sub>0</sub>とかC<sub>1</sub>も高まる。

そうすると、支出税の立場からすると、それに同等な所得に対する課税というのは、賃金と、親からもらった遺産と、超過利潤、この三つに対して課税するということになります。したがって、我々が普通「資産性所得」と呼んでいるものは、実は全く違った二つのコンポーネントに分かれていて、一つは安全資産に対する報酬、もう一つはそれを超えた、非常にラッキーな人の報酬、あるいは、ラッキーであるかその人の才覚の結果であるかはわかりませんが、とにかく黙っていても入ってくるというものではない。このように三つの本源的所得に対して課税するというのが、支出

税と同等だと考えられます。

そうすると、非常に理想的な税制として日本の税制をどうしたらいいかというと、今のような賃金とか、親から得た財産に、さらに超過利潤を足し合わせる。ですから、例えば株でキャピタル・ゲインを得たならば、それを普通預金で運用したときに得られる利子収入を超えた部分に対しては課税し、普通預金の利子相当分は全くの非課税にする、そういうことになります。

これは、ある意味では支出税論者がいつていることと基本的には同じことで、ただ支出税論者の多くの議論は、超過利潤がゼロであるという想定をして話を進めているから、結局資産所得に対する課税はゼロだということになる。しかし、資産所得の多くの部分というのは、実はこの超過利潤です。特にバブル期などには、キャピタル・ゲインが日本のGDPをはるかに超えたわけです。そ

のキャピタル・ゲインのかなり多くの部分は、安全資産の収益率を超えた部分ですから、そういう意味では、いわゆる本源的所得と見なすことができるわけです。

そうしますと、例えば株のキャピタル・ゲインについて、安全資産の収益率に基づいた部分と、それを超えた部分に分離することができるかということになりましたが、それはできません。そんなに難しいことではない。国の今の安全資産の収益は幾らであると決めてしまえばできる。

しかし、できるですが、余りに今までの税制と違っているから、それはしないとすると、結果的には資産所得として全部十把一からげに課税することになり、それは明らかに賃金とか相続に対する税率よりも低くしなければいけない。資産所得としてくくられたものの中には、安全資産に対する所得もあるし、それを超えた所得もある。安全

資産の部分は税率はゼロであるはずだから、低くて構わないわけです。したがって、ある意味では、本源的所得に対する税の近似として、賃金や相続には普通の累進的な税をかけるが、資産所得に対しては、はるかに割り引いた税をかける、例えば二〇%の税をかけるというようなことが制度化できるだろうというわけです。

これは、最終的な税制として推奨できるわけではないが、少なくとも一時的な、現状よりはるかにすっきりとした税制と考えることができる。日本の税制は、今いった分離課税に非常に近い税制である。基本的には、資産所得には二〇%をかけて、ほかの所得に対しては累進的に税をかける。そうすると、日本の税制について、こういうふうな観点から解釈し直せば、それなりに理屈が通るんじゃないかということがいえる。

しかし、そうやって理屈を通すならば、どうし

ても避けがたいことがある。それは、キャピタル・ゲインに対してきちんと二〇%で税をかけなければならぬが、そこだけ抜けている。また、土地に対する税も、いつてみれば、そんなに法外に高くすることはなくて、二〇%で統一すればいい。それが、少なくとも、こういう理屈から出てくる一つの基準であります。日本の税制は、いろいろな現実への妥協から今のようなものに形成されているわけですが、それはそれなりに、全く根拠がないわけではなくて、少なくとも資産所得まで全部引くためて総合所得課税にするという選択と比べて、今の税制を基準にして、これにキャピタル・ゲインに対してもきちんと課税していくということとは、私ははるかに理屈が通っていると思います。

逆にいうと、総合所得課税をやるということとは、資産所得をすべて課税ベースに引くというめよ

うということですから、どうしても税率をどんどん引き下げていくという動きにしかない。

しかし、引き下げたところで、資産所得に対する税率は国際的には高くなり、逆に賃金に対する税率は下げてしまうこととなります。私がいうような本源的所得税のアイデアに基づいた分離課税ならば、賃金税はかなりの累進度を保つことができる、そして資産所得は分離して低い税をかければいい、したがって、そこは分かれるということです。

さて、実はこのような、資産所得は包括的に一定率でかける、それ以外には累進的にかけるといふ分離課税は、皆様もお気づきのようによ、実際の観点からは非常に意味がある。特に資産所得というのは、海外に容易に逃げやすいですから、これに余り高い税率をかけるとまずい。アメリカでも、例えばキャピタル・ゲインに二〇%をかけても、別に海外への資産の逃避を促すわけでも何で

もないが、これが七〇%となると、全然話が違ってくる。そういう形で、実際的な観点からの正当化もできるのではないかと、いふふうに思います。

さて、今のお話で出てくる結論というのは、基本的に今の日本の税制を改善するとしたら、それは譲渡益税を利子税並みにすることであるということであります。したがって、今政府が論議している資産所得税の改革で、キャピタル・ゲイン税を二〇%にしようという動きは、私は基本的に正しいと思います。同じ性質を持った資産所得税が、その形態に応じて税率が違つというのはいかにもまずいだろうと思います。しかし、実質的には、そういう税率の引き下げをやるならば、明らかに投資家にとって有利なわけですから、それに伴つ、例えば納税者番号の導入のような措置とセットにするということが、どうしても必要だろうとは思いません。

## 二、株式の譲渡益課税と納税者番号

次に、キャピタル・ゲイン税のお話をしたいと思います。

資産所得に対して、原則的に二〇%で税をかけるとなると、株のキャピタル・ゲインに対しても年率二〇%の税をかけるのが当然になってきます。しかし、そういうことは簡単だろうか。要するに、源泉分離をいきなりやめて、全部申告制度にする、しかもネットで二〇%を取るといふようなことは、実質的に可能だろうか。私は、それに対して疑っております。やはり純正なキャピタル・ゲインに対する二〇%の課税というのは、投資家にとってかなりの負担である。したがって、それを実現するには、基本的には法人税を大幅に引き下げないといけない。

原則論からいえば、法人税というのはなくともものだと思えます。今までは、納税者番号がないし、コンピュータも発達していなくて、特に戦後すぐのころは、株の譲渡益税を導入しようとしたけれども、何しろコンピュータがないから、だれがどういう取引をしたか、きちんと記録しておく方法がなかった。今は証券会社に行けば、顧客番号によって全部取引がわかっているわけですが、当時はそういうことを調べるのは容易でなかった。そのために、譲渡益税をかけるということは、もうあきらめてしまったわけです。そうすると、これは法人税をかけざるを得ない。株主が最終的に譲渡益で儲けるところに税をかけられないならば、その元のソースの法人の利潤のところでもってかけましようというのが、いつてみれば法人税の正当化の根拠です。

もし最終的な個人のレベルで、個人個人が得る

所得について税をかけることができるならば、法人税などは存在意義がない。キャピタル・ゲインに対して税をかけるならば、最終的には法人税を廃止する根拠ができるわけですし、実際の観点から廃止するといえないのならば、これを大幅に削減する根拠ができる。あくまで譲渡益に対して課税することとして、源泉分離のようなことをやめて、一応二〇%できちんと課税することになれば、法人税を下げなければいけないだろうということです。

次の話題に進む前に、ちょっと今までの議論を整理しておきたいと思えます。今議論になっているのは、源泉分離をやるかどうかということですが、源泉分離をやめたらどうするかというと、結局は、何らかの形で総合所得課税のようなことをやらなければいけない。これらについて私は、今第三の道を提案しています。それは、今の源泉分

離はやめる、しかし、源泉分離でもって純正な  
キャピタル・ゲインに対して二〇%で課税する、  
こういうことを私としては提案したい。要する  
に、第三の道です。純正キャピタル・ゲインに対  
する二〇%の源泉分離課税なら、別にどうってこ  
とはない。これは証券会社段階でできる。

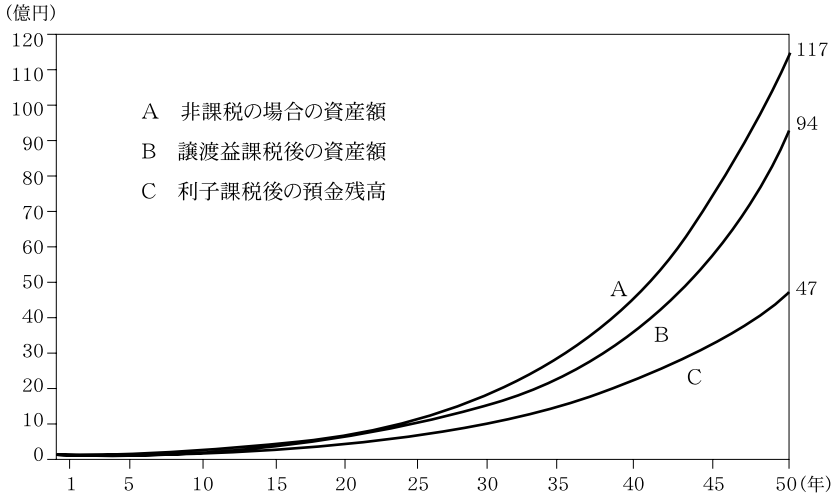
もちろん保護預かりをしていないお客さんに対  
しては、非常に厳しい本人確認を求めて、さまざま  
な特別な手筈を取ることになりますが、ずっと  
保護預かりをしているお客さんについては、それ  
は自動的に証券会社の店頭で二〇%の源泉徴収を  
する。ただそれは、現行のみなし利益ではなく、  
きちんとした純正なキャピタル・ゲインに対して  
課税する。それが選択肢としてあらわれてくると  
思います。どうしてこれが余り議論されないのか  
不思議なんです、それがいつてみれば、利子課  
税と同等にする選択です、それから、人々の個

人的なプライバシーに触れる必要がない。ほかの  
所得と全部合わせて申告する必要はない。全く利  
子と同じように扱う。それが、少なくとも今とり  
得る最善の策ではないかと思えます。それがここ  
までのまとめです。

さて次の点は、キャピタル・ゲイン税を取ると  
きに、注意すべきところがあるということです。  
仮にこれまでに得たキャピタル・ゲインを利子と  
同じように二〇%で課税しても、実はそれは利子  
と同じ扱いにはならない。なぜかという、利子  
の場合には、基本的に毎年二〇%ずつ課税されて  
いる。だから、ある意味で複利で課税されている  
わけです。ところが、キャピタル・ゲインの場合  
には、株を保有している間は全然課税されない  
で、最後の年に今まで稼いだキャピタル・ゲイン  
に対して二〇%で課税される。これは随分違う。  
それがどのくらい違うかというのが、図表1で示

資産所得税のあり方について

図表1 収益率10%、税率20%のとき資産額と保有期間



図表2 20%利子税率と中立的な譲渡益税率

(%)

売却益 / 元金	0.1	0.2	0.5	1	5	20	50	100
期間 (年)								
1	<u>20.0</u>	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
2	20.4	<u>20.7</u>	21.6	22.7	26.7	30.3	32.1	33.1
4	20.6	21.1	<u>22.5</u>	24.3	31.1	38.1	42.3	45.0
7	20.7	21.3	22.9	<u>25.0</u>	33.2	42.1	47.6	51.4
20	20.7	21.4	23.2	25.6	<u>35.1</u>	45.8	52.7	57.5
30	20.7	21.4	23.2	25.7	35.4	<u>46.5</u>	53.6	58.6
40	20.8	21.4	23.3	25.7	35.6	46.8	<u>54.1</u>	59.2
50	20.8	21.5	23.3	25.8	35.7	47.0	54.4	<u>59.5</u>

税率 =  $100 \times [G + 1 - \{0.8 \cdot (G + 1)^{1/t} + 0.2\}^t] / G$

ただし、t は期間 (単位: 年) で G は売却益 / 元金。

しております。

これは、一億円を五〇年間持っていた場合に、例えば収益率が一〇%だったらどれだけ増えるかというのを示したのですが、Aの線で描かれているように、もし非課税ならば、五〇年後には元利合計で一七億円になります。この一億円と一七億円の差が譲渡益ですから、それに対して二〇%課税すると、残りは九四億円になります。

ところが、年々のキャピタル・ゲインに対して二〇%ずつ課税していくとすれば、収益率は実質的には八%ずつ伸びていくということになりますから、五〇年後には四七億円手元に残ることになります。

したがって、年々二〇%の税を課税するか、それとも最後の年にまとめて課税するかということ、非常に大きな開きが出てしまう。従って、利子課税と譲渡益課税を中立的にしようと思えば、

どうしても年々のキャピタル・ゲインに対して課税するということをしなければいけない。しかし、それは年々やる必要はありません、実際に持っていた期間がわかり、その間にどれだけのキャピタル・ゲインがあつたかわかれば、年に換算して毎年二〇%で課税したのと同じ税率で課税すればいいわけです。それが図表2です。

ここでは、縦に期間、右側に元金と売却益の割合がとつてあります。これは、もし毎年の二〇%の利子税率と中立的な税率を一回でかけようと思つたら、最後のキャピタル・ゲインに対して何%の税をかければいいのかということを示したものです。仮に元金に匹敵するぐらいのキャピタル・ゲインがあるという一番右側の一〇〇%のところをみますと、保有期間が五〇年間だとすると、五九・五%の税率がかかることとなります。

ところが、期間一年のようなときは、もちろん



二〇％です。この表の一番右側のコラムを見ていただくと、元金に対して売却益が一〇〇％になっているわけですが、保有期間がふえていくに従って、税率が二〇％から五九・五％まで高くなる。

長く持てば持つほど、最後のキャピタル・ゲインに対してかかる税率が高くなるわけです。これが、年々一定の税率で課税する利子課税と中立的にする方法です。課税するのは決して難しくありません、証券会社の店頭はこの表を置いておけばいい、あるいは、コンピュータを置いておけばいい。そして、保有していた期間と売却益の率を入れれば、その年の税金が出てくる。これが、年々二〇％の税率で課税したのと全く同等な価値を持つわけでありませう。

これをやらないとどうなるかというと、凍結効果が発生する。長く持っていれば持っているほど、実質的な税率が低くなるから、なかなか売ろ

うとしないという問題が起きてまいります。これが凍結効果を除去するための方法でありまして、「売却時中立課税」と呼んでおります。

それでは、現在の株の譲渡益税をどう直したらいいか、またそこで納税者番号がどういう役割を果たすべきかということについて、少しお話ししたいと思います。

譲渡益税の理想的なかけ方はいろいろな段階がありますが、今申し上げたようなお話から一番簡単な方法で、かつ、ある意味で支出税の観点から見ても筋の通ったやり方を日本でやろうと思ったら、恐らく第一ステップは次のようなことではないかと思えます。

それは、まず納税者番号は不要とした上で、すべて証券会社の段階でとりあえず二〇％の源泉徴収をする。今お話ししたような売却時中立課税も次の段階の話にして、とにかく今まで得たキャピ

タル・ゲインに対して二〇%の課税をする。納税者番号が要らないのは、結局は申告する必要がないからです。ただ、今までとの違いは、見なしではなくて純正のキャピタル・ゲインに対して課税することです。

それから、スター・テイングポイントとしては、恐らく今の時点を選ぶのがいいんじゃないかと思えます。こういう制度というのは株の値段が高くなってからやると、後で損失相殺を要求する人ばかりふえてしまいますから、今のような株の安い時期から始めるのがいいと思います。そして、先ほど申し上げましたが、保護預かりをしていない人に対しては非常に厳密な本人確認を求める。そういう人が株を売却するときには非常に面倒くさい仕組みにして、いってみれば一種のペナルティーをかけて、二〇%の税を払ってもらおう。そして、いろいろなプライバシーはばれるような形

にする。

次に景気がよくなれば、なるべく売却時中立課税に近づけていくような、長期保有の株譲渡益に対する税率を上げていく。そして、最終的には売却時中立課税にしていく。そういうことが第一段階として必要なのではないかと思います。

ここまでは納税者番号は要りませんが、永遠に納税者番号なしでいけるかというと、そうはいかない。納税者番号を導入することによって、メリットが四つほどございます。

まず第一は、株のインサイダー取引の発見に納税者番号は非常に役に立つ。これは意外ですが、アメリカでは、株の取引はみな納税者番号で記録されていて、特定の人々が異常に儲けているというのが統計的に処理されてコンピューターではじき出されてくる、そして、その人がどういう人だろうというので捜査当局が探ると、インサイダー取

引だというのがわかるわけです。

要するに、出発点で、たれ込みではなくて、統計的な操作で、ここが怪しいというのを見つけて。これが、ある意味では納税者番号の非常にいい面で、それが怖いから反対もあるわけです。それが公正な証券市場の育成のためにどうしても必要である。したがって、最終的には税の問題から離れてもこういうことが必要であろう。

二番目に、先ほど申し上げましたような顔の見えない形で源泉分離でキャピタル・ゲイン税を取るということだと、結局相続税における金融資産の漏れを防ぐことはできない。相続となると、どれだけの金融資産を総額で持っていたかということが非常に大切になるのですが、それは納税者番号がないとわからない。それが不明になってしまふから、どうしても相続税で弱さが出てくるということがあります。

三番目に、これは後でちょっとお話ししますが、利子に対する税は毎年毎年取られていく。ところが、キャピタル・ゲイン税は売ったときまで課税されません。そうすると、相続のときにどうなるかというと、結局はキャピタル・ゲイン税を払わずに子供の世代にいつて、子供が売ったときに、おやじが買ったときからの通算でキャピタル・ゲイン税を払うという仕組みになっている。これは永遠に売らなければ、キャピタル・ゲイン税は払わないですつと済んでいく。

それから、先ほど申し上げたような売却時中立課税をしない限り、長く持っていれば持っているほど、実効税率はどんどん下がっていきますから、これは世代をスキップして長く持とうという動機が非常にできる。これを取り除くため、キャピタル・ゲイン税の一つの重要な方法は、死亡時点では、そのときに保有している資産に対する

キャピタル・ゲイン税を払ってもらう死亡時課税、こういふことが必要になる。

これは、もともとシャウプ勧告ではそうなっていたのです。日本でもキャピタル・ゲイン税は毎年毎年発生時課税するということはない。実現時に課税する。しかし、死亡したときにはあたかも実現したかのように、そのキャピタル・ゲインに対して課税する。シャウプ税制はこうしました。このやり方は今カナダで採用していますし、スペインも採用しています。

これは不可能なことではないし、特に日本の財政のことを考えると、今はいいんですが、団塊の世代の人が死んでいくころには、相続税の前にまず所得税を納めてもらうことが必要になろう。それはキャピタル・ゲインの死亡時課税ということが可能になる。それは、相続税は、所得税を払った後に残った財産に対してかかるといふ仕組みに

なる。

そうすると、こういう死亡時課税も、先ほどの相続税に関係していますが、その人がどれだけの資産を持っていたかが具体的にわからないと困りますから、やはり納税者番号が必要になる。

インサイダー取引の規制には、納税者番号が必要だし、相続税の捕捉のために必要だし、それから何よりもキャピタル・ゲイン税を永遠に払わずに過ごしてしまうことを防いで、死亡時に課税する、そういう目的のためにも納税者番号は必要だ。

さらにいえば、利子所得に対する今の二〇％課税というのは不公平だという意見は非常にある。もともとマル優があった。マル優というのはいろいろな不公平を生んで、大金持ちのおじいさんまでマル優で得をしているのはまずいということがあった。ただ、おじいさんに限って、今でもそう

いう制度は残した。

筋からいえば、二〇％でみんな課税されますが、元は所得税率が二〇％以下の人は二〇％よりも低くていい。だから、一つの妥協としては、所得税率が二〇％以上の人に対しては資産所得は二〇％、しかし、それ以下の人に対しては総合所得課税をする。したがって、利子もキャピタル・ゲインも源泉で二〇％の税を取っておいて、所得の低い人は申告すれば、それに対して払い過ぎた税を還付してもらえ。所得の低い人は総合所得課税で申告する。これは動機があるわけです。面倒に思う人はやらないで、源泉で取らればなしにしておけばいい。

こういふことにすると、利子所得に対して、どんな子供でも二〇％の税を払わなければいけないという問題がなくなつて、キャピタル・ゲインも利子もすべての資産所得について、所得の低い人

は総合課税ができるということになります。そうすると、資産所得にもある程度の累進制が導入できることになりませう。

それを私は昔から「スーパーマル優」と呼んでいるのですけれども、利子所得だけでなく、株の資産所得も全部含めて、所得の低い人は控除してもらえ。こういうことも、やはり納税者番号があつて、それぞれの人の資産所得がどれだけあるのかということがきちんと確定できないとできない。

したがって、納税者番号を導入することでさまざまなメリットがあります。メリットはあるが、これがなければ株のキャピタル・ゲインに対して低率で課税できないというわけではない。まずやることは、納税者番号などを導入する前に、株のキャピタル・ゲインに対して課税してしまうことではないか。その後で納税者番号を導入するとい

うことです。

納税者番号を導入するに際しては、もちろん反対給付としてある種の税率も下げなければいけないだろうし、法人税を下げていくこともあるだろうし、さまざまな反対給付をやらなければならぬ、道は長くて、いろいろやるべきことはありますから、それぞれに対する反対給付を何にするかということを慎重に考えておくべき時期ではないかと思えます。

### 三、土地の譲渡益課税のあり方

さて、今までのお話は一応金融資産に的を絞った話でしたが、キャピタル・ゲインに関しては、土地のキャピタル・ゲインも非常に重要でありますので、それについてちょっとお話ししようと思えます。

まず、土地のキャピタル・ゲイン税ほど上がったりがったりしたものはなかった。これは本当に景気のいろいろな局面で変えられてきましたし、非常に不安定な税制です。しかし、これはまづい。

上がったりがったりする基本的な理由は何かというと、景気のいいときは非常な土地の値上がりがありますから、それに対して課税しないと不公平だということが一面はある。しかし、同時に税が高いと、それが怖くてだれも売らないという側面もあり、売らせるためには下げなければいけない。この間を揺れ動いてきて一貫したフィロソフィーがないために、その場その場のムードによつて流されてきたという面があると思います。これはどうしたらいいか。この間のバブルのときに大問題になって、キャピタル・ゲイン税が非常に重要な意味で変えられたことがありました。

それは何かというと、神田で地価が上がった、神田のおじいさんが自分の小さな家を売って田園調布に大きな家を買った、田園調布で土地を売った人は横浜に引越した、横浜に引越した人は大阪に引越した。それが買いかえ特例を利用するために、自分の売った資産よりも高い資産、より大きな資産に引越していった。買いかえ特例がある限り、地価の上昇が全国に波及してしまう。そういうふうな非難をされたわけです。

そこで、あの当時、買いかえ特例をできないようにして、ずっと縛りました。今も買いかえ特例は完全に自由ではありません。買いかえ特例を縛ってしまうと、今度どうなるかということ、買いかえてもキャピタル・ゲイン税を払わなければいけないわけですから、売らなくなりました。いわゆる凍結効果が出てしまう。

この二つはどうしたらいいのかということですが、

が、私が前から提案していて、似たような説を学習院大学の岩田規久男さんも提案している。二人でそれぞれの案がどういう局面で役に立つかという相談をして大体合意がありますが、一つはこういうことです。

私の提案は、買いかえ特例の超全面復活と死亡時課税ということですが、これはどうということかと、買いかえ特例がある限り、より大きな、より高額な資産に買いかえていこうという動きが当然ある。これはやはり不必要なことで、そういうインセンティブがあってはまずい。例えば、神田の老人が自分の高い土地を売る。売ったら、次に移るのが前と同じ額あるいはそれより高い資産では、何のために売ったかわからない。彼は小さなマンションに住んで、売った金融資産で生活の大半を賄う、そういうことができればいい。それをしようとする、今は税をいっぱい取られてし

まう、そういう仕組みになっている。

では、どうしたらいいかというと、買いかえ特例は、新しく買った資産が前の資産より安くても認める。要するにキャピタル・ゲイン税の延納を認めるということにする。ただ最終的なリミットがなければ、これはもう永遠に支払われませんから、リミットを設けて、死亡時にする。死亡時まではキャピタル・ゲインは延納させてもらって全然払わなくていいということにする。死亡時には前の家を持ち続けていようが持ち続けていまいが、必ずキャピタル・ゲイン税を取る。

となると、これは特に土地を持ち続けようというインセンティブは生じないわけです。持っていれば死亡時に取られるし、売ってしまっても、そこから得られるものは死亡時には取られる、そういうことになる。

次に出てくる問題は、そんなことをしたら、土

地を売って儲けて、全部使い果たして死ぬ。そうすれば、死亡時には払う税金のベースが何もなかったり得になるのではないかということになる。それはそのとおりなので、土地を売ってキャピタル・ゲイン税を延納させてもらったら、少なくとも延納させてもらっている税額に匹敵するだけの不動産は買わなければいけない。税務署はこれを担保として押さえることができる。

いつてみれば、今の買いかえ特例が、前に売った土地と同額か、それより高い不動産を買わなければいけないというのは、税務署が担保を押さえているということなんです。ところが、担保の押さえ方が不必要に大きい。要するに、延納した税額だけ、あるいはその二倍位だけの担保でいいのに、資産全体の額に匹敵する担保を取っている。これは取り過ぎで、そのために問題が起きているのだから、税額に匹敵する分だけでいいということに



すればずっと安くなる。だから、先ほどの神田のおじいさんのような例なら、普通のマンションに住めば、それで十分担保条件を満たすことになるというわけです。

買いかえ特例が引き起こす全国地価波及という問題をなくして、しかもきちんと最終的な課税はできるという方法は、今申し上げたような買いかえ特例の超全面復活と死亡時課税を組み合わせることだと考えることができます。

次に、企業はどうか。個人の場合には必ず死にますから、どこかの時点で課税することはできる。ところが、企業はどうするか。企業も死にますが、死ぬ直前は税の支払い能力が全然ない状況になっている。破産のときは大体もうだめだ。そうすると、企業に対する課税の方法は別でなければいけないだろう。これが岩田規久男さんの提案した「含み利益子付き譲渡益課税」です。

これは、もちろん法人税が存続する前提ですが、どうするかというと、原則として、発生時課税にする。実現時ではありません。とんでもない話だと思いますが、原則として発生時課税にする、ただし、延納を認める。要するに、私の個人に対する案と岩田さんの企業に対する案の両方も似ている点は延納を認めることです。

ただし、岩田さんの考えはどういうことかというところ、発生時に毎年毎年キャピタル・ゲイン税を「おまえ、これだけ払えよ」といわれますが、それを実際は払わないで延納するわけです。しかし、延納するキャピタル・ゲイン税に対する利子だけは毎年払えというのです。それが岩田さんのアイデアです。

だから、延納させてもらう税の元本は払わなくていいが、延納させてもらっている以上、利子だけはずっと毎年払えということです。そして、延

納させてもらうキャピタル・ゲイン税の総額はどんどん膨らんでいくが、利子だけは払っていく。そうすると、地価が上がったり下がったりしても、急激に延納利子が上がったり下がったりしません。

これは延納させてもらった今までのキャピタル・ゲイン税の総額に対する利子ですから、緩やかに上がる。いってみれば地価税みたいなものです。地価税はいろいろな経緯から、企業に対してだけかけられるようになったわけですが、地価税を組み直して、こういう譲渡益税という理屈づけをして、元来の土地の譲渡益税をなくしてしまうということが一つの方法として考えられます。このような方法でやると、それは資産の売り買いに対する障害になりませんから、キャピタル・ゲイン税は非常にスムーズに資産を流動化する方法になります。

#### 四、まとめ

さて、今までかなり抽象的なお話が多かったので、一応ここで終りとして、皆さんのご質問を受けたと思うのですが、ここでの根本的な視点というのは、今までの日本の税制は、非常にアドホックに積み重ねてできてきたわけですが、それは支出税という観点から理屈づけが可能な税制である、ただその際に正当化しようとする、キャピタル・ゲイン税が非常に不備であるということが問題で、そこをきちんと整理すればうまくいくということです。

それから、キャピタル・ゲイン税を導入するには納税者番号が必要不可欠であると普通はいわれているけれども、そんなことはない。一律二〇％で証券会社の店頭で源泉徴収するというやり方で

あれば、これは納税者番号なしにできるし、今の見なしの譲渡益課税よりはるかにすぐれた税制になります。

しかしながら、それだけでは不十分である。先ほど申し上げたような、売却時中立課税のようなことをやらないと凍結効果が出てしまうから、次の段階として、保有期間に応じて税率を上げるということをやるべきだろう。ただこれも納税者番号なしでできる。

最後に、やれインサイダー・トレーディングだとか累進制の導入、そういうことをやるうと思つと、どうしても納税者番号が必要不可欠になる。

しかし、その場合も、資産所得に限定した納税者番号で済むだろうと思います。先ほど、特に申し上げませんでした。非常に総括的な行政番号である必要はなくて、資産所得だけはその人が死んだときにどれだけがきちつとわかる、そういう

番号で十分だろうと思います。

そして、その番号ができれば、スーパーマル優のような累進度の導入ということさえ可能になる。土地も基本的には同じ原則で、土地に対する税を課税するときも、キャピタル・ゲイン税というのは、最終的には死亡時に課税する必要があるが、株の場合と違って、これは納税者番号がなくとも大体どれだけ持っているかというのはわかりますから、株よりも一歩先んじて死亡時課税が導入できるかもしれない、そういう話であります。

一応ここでお話を終えさせていただいて、御質問をいただきたいと思ひます。

関理事長 それでは、いろいろ興味深い論点があったと思いますので、どなたでも、ご質問のある方はちよつと合図をしてくださいますか。

質問 本日は非常に勉強させていただきましてあ

りがとすごぎいました。

キャピタル・ゲイン税のことでちょっとお伺いしたいのですが、図表1について、これは例えば収益率10%とか、こういう形で経常的にキャピタル・ゲインが増加していくという前提だと思ふのですけれども、実際にはそういうことはほとんど起こり得ずに、例えば、ここ10年ぐらいつつと下がっていて、最近ようやく若干上がったというようなケースがあるのではないかと思ひます。が、こういう場合でも、課税繰り延べ効果があると考えられるのでしょうか。

答 課税繰り延べ効果があるかどうかというの、結局将来の値上がりは予測できないわけですので、問題は二つあると思つたのです。実際問題として、株の値段が下がっているときは逆の効果があります。上がっているときにどれほどの繰り延べ効果、凍結効果があるかといったら、これは本

当に上がるのか下がるのかよくわからないわけですが、もちろん、大方が上がると予想しているときには、当然凍結効果があると思ひます。下がることを予想しているときには、これは全然ないですね。譲渡益に対する損失相殺のやり方にもよりまされども、ないとすれば関係ないということになると思ひます。

実際の課税の仕方はどうするかというと、おっしゃるとおり、途中で上がったり下がったりするわけですが、それを追跡して毎年10%かけてきたらどうなつたであろうかという税率を最後にとすることも、今コンピュータが発達していますから、全然難しくはないと思ひます。

しかし、あたかも平均して、ある収益率で伸びたがごとく税を課税するということも、近似としてはできると思ひます。その場合には上の表で済むという話です。

質問 その場合、例えば損失が出たという場合、損失の通算ということもあり得ると思うのですが、通算する場合の税率とかそういったことは、多分対応する税率の所得がないんだと思うのですけれども……。

答 キャピタル・ゲインの中で損失相殺する。要するに、中には上がったものもあるし下がったものもある。これは長い目で見て、全体でキャピタル・ゲインが上がった場合に課税するという話です。所得を超えて損失相殺をするというところまで、これはいつていません。そういうことをすると、今は大補助金時代になると思います。株の内側だけでやる。そして、通算して譲渡益がある場合には、それに対して売却時中立の課税をする。もし、通算してネガティブならば、その損失を将来に繰り延べできるようにする。

質問 もう一つ、証券会社で保護預かりをしい

ない場合については、厳格に手続を義務づけるということをおっしゃっていたと思いますが、例えば、ある証券会社で取引していて、ここが提供する情報の質が悪いとかサービスが悪いということ、別の証券会社に変えるということも当然あり得ると思うのですけれども、そういった場合に、ネットのキャピタル・ゲインの捕捉はどういうふうにやればいいのか。乗りかえの場合の手続とかを厳格にすると、要するに証券会社の囲い込みみたいなことが起こり得るのではないかと思うのです。

答 本人確認はせざるを得ないですよ。だから、そういうときには保管書を提示させて、保護預かりのところから外してほかのところへ持っていく。持っていつて預けるときには、どこから来たかというのをちゃんと確認する、そういうシステムだと思えます。

質問 その段階で前の証券会社の取得価格の証明とかもあわせて出すという意味ですか。

答 そのとおりです。

質問 あと一点、納番制はアメリカでインサイダー取引の捕捉に役立っているという話ですけれども、例えば日本ですと、税務の情報をほかの行政当局が利用することについては制約があると思うのですけれども、アメリカの場合、その辺は制約はないということでしょうか。

答 もともと社会保障番号です。ですから、税務の番号ではありません。ただ税務でも使っているということですよ。

質問 その辺は行政当局で情報がある程度共有できるといふシステムが想定されているということでしょうか。

答 そう思いますね。要するに、資産所得に関することは税務であっても、インサイダー取引自体

も、一種の税務に関係はしていますよね。所得が異常に上がったかどうかということですからね。

関理事長 今の質疑でも論点だったのですが、ポイントだと思うので補足的に確認の意味を込めてお願いたいのですが、今のご質問の最初の方の部分で、利子に比べてキャピタル・ゲイン課税が繰り延べになるので、後で高い税率で期間に応じて取る、そのところはわかりませんが、それとロスの問題が出ていました。きょうのお話の中で、単年度でキャピタル・ゲインでなくてキャピタル・ロスが出たとき、これはどういふふうになるのか。

今、税制要望でそのところが一つ議論になっていまして、もちろんそれ自体が総合課税になっていなければ、ほかの所得から引くということは無理であっても、キャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスの性格から見て、単年度だけでロスの方

が上まわっていけば、翌年度に繰り越さないといいのではないんじゃないかというのが我々の主張なんです。このところは先生、どんなふうにお考えでしょうか。

答 もう全く、私も損失相殺を認めるべきだと思います。繰り延べは当然だと思います。ほかの所得から引くというのは、原則としてはそれでもいいのですが、私は資産所得とほかの所得とは分離して考えております。従って資産所得の中で損失相殺をすることになると思います。

関理事長 私の質問が途中で入りましたけれども、ほかにどなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。——せっかくですから、私から関連で二つほど伺わせていただきたい。

まず簡単な方なのですが、きょうは言及されなかったので、多分同じだということ趣旨だと思いますが、配当所得はどんな扱いになるだろうか。簡

単に整理していただきたい、これが第一点です。

第二点は、最初の方のご説明のところでありましたが、キャピタル・ゲインには超過利潤の部分がある。ですから、税率は全体として下げる水準でもよろしいというようなことでしょうか。

答 超過利潤には元来普通の税率をかけてもいいのですが、その下に安全資産の収益があるから低くする。

関理事長 そういうことですね。その議論は税率の議論で出てきたわけですけども、実は、今の見なし課税をやめて、全部申告の方に移るといふときに、さきほどのご質問もそういうところが下地になったんだと思いますが、一般に取得価格の確認は非常に難しいという実務上の議論があるわけです。

また、お話にありましたように、相続をした場合の取得価格は被相続人が買ったときということ

になりますので、無限になるわけですけれども、そういう意味で、税率でそういったところを調整すべきだというほかに、取得価格について、超過利潤的なものがあるので実務的な課税の部分も考慮に入れて、例えば制度的に何年度の価格をもつて取得価格にするとか、そういう一種の推定みたいなものを置くというのは理論的にみて——推定というのは一種の見なしですか——いいかということについて、どんなふうにお考えになりますでしょうか。

答 理論的にはどういえるかわかりませんが、私も、実際的にそれしか手段はないんじゃないかと思えます。そのかわりに、そういう制度を導入したら、今後はきちつと純正キャピタル・ゲインに対して課税されていくわけですね。だから、出発のところはいろいろな妥協が必要だということじゃないかと思えます。そういうことは私も賛成

です。

配当については、やはり二〇%で課税するということと構わないと思います。もちろん、この場合、法人税との二重課税はさらに明確ですから、法人税を削減して配当だけに課税することだと思えます。

関理事長 いかがでしょうか。あとどなたからうっしゃいますか。

——先生、もう一つの法人税との調整のところ、法人税を下げてもいいというお話がありましたけれども、具体的にどういっかけてどの部分を下げるのか。外国には、例えば北欧等では、いろいろな工夫も実際にやっているようですけれども、どういっことを考えたらよろしいでしょうか。

答 キャピタル・ゲイン税をきちんと取れるようになったら、法人税の存在意義は余りないと思う



資産所得税のあり方について

のです。要するに、今申し上げた中でもいろいろな段階がありまして、最初は実現時の二〇％、後では税率を保有期間に応じて上げていくというようなことがありますから、そのたびに法人税の税率を引き下げていくことが必要なのではないか、そういうふうにも思っています。

関理事長 ——では、先生、大変有益なお話をありがとうございました。

八田 どうもありがとうございました。(拍手)

(はった たつお・東京大学教授)

(本稿は、平成十三年四月十七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

八田 達夫 氏

略 歴

1966年 3月 国際基督教大学教養学部社会学科卒業  
1968年 3月 同 大学院修士課程行政学科修了  
1971年 8月 ジョンス・ホプキンス大学経済学部博士課程修了  
1972年 9月 オハイオ州立大学経済学部助教授  
1974年 4月 埼玉大学教養学部助教授  
1978年 7月 ジョンス・ホプキンス大学経済学部助教授  
1985年 7月 同 教授  
1986年 1月 大阪大学社会経済研究所教授  
1997年 4月 同 所長  
1999年 8月 東京大学空間情報科学研究センター教授

学位 Ph. D in Economics (1973年11月、ジョンス・ホプキンス大学)  
専攻 ミクロ経済学、公共経済学、都市経済学、国際経済学

審議会委員等

内閣府 税制調査会専門委員  
国土交通省 社会資本整備審議会委員  
建築審議会委員

著 書

『直接税改革』(日本経済新聞社、1988)  
『東京一極集中の経済分析』(編著、日本経済新聞社、1994)  
『東京問題の経済学』(編著、東京大学出版会、1995)  
『年金改革論』(共著、日本経済新聞社、1999)